

利益供与罪再論

商法罰則の強化・整備と警察の総会屋対策を中心として

垣 口 克 彦

目 次

はじめに

商法罰則の強化・整備

1. 平成9年商法改正の経緯
2. 商法497条の改正点

警察の総会屋対策

1. 従前の総会屋対策
2. 近時の総会屋対策
3. 最近の利益供与事件

むすびにかえて

はじめに

筆者は、先に2つの論文において、総会屋の排除を目的とする商法罰則上の利益供与罪（商法497条）について検討を加えた。第1の論文¹⁾では、同様に総会屋の取締りを狙いとする商法494条（会社荒し等に関する贈収賄罪）との相違点を指摘した上で、本罪の保護法益を明らかにすることに努め、第2の論文²⁾では、本罪の罪質解明の作業を継続するとともに、主として解釈上の問題点を取り上げた。そして、当初の心積もりでは、これらの検討作業により、利益供与罪に関する考察はとりあえず完了する予定であった。

ところが、平成9年に商法が改正され、本罪に係る罰則の強化・整備が行われることとなった。第2の論文でも、かろうじて平成9年改正商法の成立に言及することはできたが、その脱稿の時期との関係で、罰則強化・整備の内容を検討することについては他日を期することとせざるをえなかった。それゆえ、この検討作業の

開始は筆者にとって残された課題であった。また、本罪の実効性とその限界を知るためには本罪新設以降の警察の総会屋対策を明らかにしておくことも必要であると考えに至った。

そこで、本稿において本罪に係る商法罰則の強化・整備と警察の総会屋対策を取り上げ、そうすることによって先の2つの論文を補完することとしたのである。

商法罰則の強化・整備

1. 平成9年商法改正の経緯

前稿において述べたように、昭和56年改正商法は、総会屋排除の目的を達成するため、294条ノ2の制定を始めとする一連の法的措置を講じ、それとともに497条という有効に機能しうる罰則を新設した。これらの措置は考えられるかぎりの立法技術を駆使した最善のものと評され、中でも上記罰則の果たす役割には大きな期待が寄せられた。そして現に、改正商法施行の時点で、総会屋の数は一時激減し、これについては、とりわけ497条がその一般予防効果を発揮したものと考えられた。

ところが、その後、しばらく鳴りを潜めていた総会屋がその活動を再開し、昭和59年の伊勢丹事件を発端にして、それ以降も、ほぼ毎年のように利益供与事件の摘発が繰り返された。しかも発覚したのは「氷山の一角」にすぎないままでいわれていた。

その上、そのような状況の下で、平成8年に大手百貨店「高島屋」による利益供与事件が摘発され、この事件を皮切りに、翌平成9年には、

総合食品メーカー「味の素」、野村・大和・日興・山一」の4大証券と日本第2位の大手都市銀行「第一勧業銀行」、名門百貨店「松坂屋」、大手自動車メーカー「三菱自動車工業」等の各利益供与事件が次から次へと発覚することとなった。

そして、これら近時の利益供与事件では、従来の事件にはみられない特徴を指摘することができる。第1に、事件が大型化し、供与された利益の額が高額化（巨額化）している。高島屋事件において供与額が始めて億単位となったが、4大証券・第一勧銀事件では、一人の総会屋に対し、各証券会社から合計6億9000万円余りの利益が供与され、第一勧銀からは合計117億8200万円の融資による財産上の利益が供与されたとされている。第2に、供与の態様が悪質化・巧妙化している。供与の態様は、当初は単純な現金供与が大半であったが、4大証券・第一勧銀事件では、各証券会社が自己売買で得た利益を総会屋の親族企業名義の口座に付け替えるという手口が用いられたり、ノンバンクを介しての迂回融資により金融の利益を与えるという方法が使われている。また、三菱自動車工業事件等では、総会屋の関係する会社が経営する「海の家」の利用料名目で資金の提供が行われている。

上述のような利益供与事件の相次ぐ発覚と同事件の大型化・悪質化を目の当たりにして、会社運営の健全性を著しく害する総会屋の活動は跡を絶っていないばかりでなく、むしろ密かにわが国の経済社会の中枢を侵食しつつあり、総会屋をめぐる事件に対する商法罰則の抑止力は決して十分ではないとする認識が広く行き渡ることとなった。そこで、わが国の企業活動の健全性を確保し、かつ、その国際的信用を保持するために、総会屋および取締役等の不正行為に対する罰則を強化・整備することが喫緊の課題となり、平成9年商法改正に至ったのである³⁾。基本法である商法の改正としては異例の早さであった。

以下、利益供与罪（商法497条）関係の罰則

強化について、順次、検討を加えることとする（なお、罰則強化に係る平成9年商法改正では、その他に特別背任罪等の法定刑の引上げも行われている）。

2. 商法497条の改正点

(1) 法定刑の引上げ

利益供与罪（商法497条1項）および利益受供与罪（同条2項）の法定刑が、改正前の「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」へと大幅に引き上げられた（犯罪の構成要件そのものには変更がない。また、改正前と同様に、利益を供与する会社側とこれを受ける総会屋側との間に、法定刑自体の差異は設けられていない）。そして、その改正趣旨については、総会屋対策のためには、利益供与罪・受供与罪がその抑止機能を発揮することが最も期待される場所であり、これを高めるために、懲役刑・罰金刑ともに刑罰体系中の均衡を失わない範囲内で最大限の引上げを考慮したものであると説明されている⁴⁾。

ところで、前稿でも指摘したように⁵⁾、昭和56年改正商法の施行から5年も経たない早い時点において、すでに当時の有力な商法学者から相次いで497条の法定刑を引き上げるべきであるとの提言がなされていた⁶⁾。しかしながら、利益供与罪の罪質・保護法益から導き出される比較的軽微な犯罪としての位置づけを顧慮し、「不正の請託」の存在を要件としている494条（会社荒し等に関する贈収賄罪）の法定刑とのバランスを考えるならば、この種の提言には、まず第1に、理論的な難点があるといわれていた⁷⁾、また第2に、実際上の問題としても、会社関係者は当時の法定刑のままでも利益供与の事実が明るみに出て現実に処罰されれば致命的なダメージを受けるし、逆に総会屋に関しては法定刑が引き上げられたからといって威嚇的效果がそれほど増加するとは思われないとされていたのである⁸⁾。

平成9年改正商法は、上記第1の理論的な問

題については、利益供与事件そのものの大型化・悪質化の現実を根拠として比較的軽微な犯罪という認識を改め、また商法罰則の法定刑を全面的に見直す中で494条のそれを「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げるという方法で同条の法定刑とのバランスをとることによって、これを解決したといえるのかもしれない。それに対して、第2の実際上の処罰の効果という点については、罰則の実効性は単に重罰化によって図られるものではなく、むしろ確実な検挙処罰にこそ抑止の効果が伴うとする批判がなお継続して同改正商法にも向けられるように思われる（なお、平成9年改正商法は、利益供与の要求段階における総会屋の摘発を可能とすることにより総会屋の犯罪行為の検挙処罰率を向上させることを主要な改正趣旨として、利益供与要求罪を新設しているが、この点については後述する）。

（2）利益供与要求罪の新設

株主の権利の行使に関し、会社の計算において、会社の役職員に財産上の利益の供与を要求する罪（商法497条3項）が新設され、その法定刑は利益受供与罪と同じ「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」とされた。そして、本罪新設の趣旨については、総会屋の利益要求行為は利益の供与・受供与を招来する危険性がきわめて高い悪質な行為であって、これを抑止する必要性が高いことから、当該要求行為をそれ自体として処罰することとして、総会屋に対する制裁を強化するとともに、これにより会社関係者が利益供与の要求を受けた段階、すなわち会社の役職員等に利益供与罪が成立する前の段階において、捜査機関に対し犯罪の届出をすることを可能にして、その早期かつ効果的な摘発を図ろうとしたものであると説明されている⁹⁾。

この利益供与要求罪における「要求」については、刑法上の収賄罪に関する諸規定（刑法197条等）における「要求」と同様に解してよいとされている¹⁰⁾。したがって、それは「相手方に対して、趣旨を認識しうる状態において、財産上の利益の供与を求める意思表示をするこ

と」を意味しており、その趣旨が客観的に明らかであれば、直接的か間接的か、また明示的か黙示的かを問わず、この意思表示の開始が実行の着手であり、相手方が「株主の権利に関し財産上の利益」を要求されていると客観的に認識しうる状態に至った時点で既遂に達し、相手方の認識の有無、諾否を問わず、一方的行為により犯罪は成立するのである¹¹⁾。

さて、上記利益供与要求罪の新設に関しては、これをめぐる理論的な問題点とその実際上の効果について検討が加えられなければならない。第1に、理論的な問題点としては、総会屋の利益供与要求行為のみが処罰の対象となり、役職員等の会社関係者による利益供与の申込みや総会屋と会社関係者双方による利益供与の約束は処罰されることにはならなかったことが挙げられる。申込みや約束も要求と同様に利益供与罪・受供与罪の未遂形態であり、総会屋の利益供与要求行為が利益の供与・受供与を招来する危険性のきわめて高い悪質な行為であるとされるのであるならば、会社関係者の申込行為や双方の約束行為もまた同様の危険性をもった同程度に悪質な行為として捉えられなければならない。したがって、会社側と総会屋側との癒着状態からすれば、総会屋の要求行為だけを処罰するのは不公平であるともいえる¹²⁾。

ところが、申込罪や約束罪を設けたとしても、要求罪を新設すること以上に、利益供与事件の早期かつ効果的な摘発に資することは少ない上、双方の約束行為を処罰すれば、約束をした会社関係者が捜査当局への通報を避けようとするおそれもあることから、改正商法は申込みや約束という構成要件を設けるには至らなかった¹³⁾。要するに、平成9年改正商法は、要求罪の新設に際し、要求段階における総会屋の早期かつ効果的な摘発を可能とするという政策的判断を未遂形態の均等な処罰という理論的枠組みに優先させたのである。しかしながら、この点については、この種の会社側を被害者的立場に置くような立法措置が、会社側をまず処罰し、ついで総会屋側を罰するという順序だてをし

て、むしろ会社側の利益供与行為に対して総会屋側が加担するという判断に立つ昭和56年商法改正における利益供与罪・受供与罪（基本類型）新設に際しての基本的な考え方と調和するといえるのかという疑問が残る。

第2に、利益供与要求罪新設の実際上の効果については、たしかに会社が総会屋と絶縁している場合には、会社関係者が総会屋から不当な要求を受けた段階で、これを捜査当局に届け出て処罰を求めることが可能であり、これにより総会屋の犯罪行為の早期かつ効果的な摘発が実現されることとなる。しかしながら、会社が相変わらず総会対策として協力型総会屋を利用しようとする場合や会社と総会屋との癒着状態が継続しているような場合には、会社関係者による捜査当局への届出はまったく期待できず、要求罪が機能する余地はないといわざるをえない。それゆえに、要求罪新設が実際上の効果を発揮するためには、まず会社が総会屋との関係を完全に断ち切ることが必要であり、またそれを可能にする条件が整備されなければならない（総会屋やその背後にいる暴力団が怖くて、癒着を断ち切れない事情もあるといわれている¹⁴⁾）。

なお、利益供与の要求を受けた会社側の役職員に対し、これを捜査当局に告発または通報する義務を課し、場合によってはその義務違反に罰則を設けることを考慮すべきではないかという指摘が、平成9年商法改正の際になされていたが、このような措置を講じることは最終的に見送りとなった¹⁵⁾。

（3）威迫を伴う利益受供与罪・利益供与要求罪の新設

利益受供与罪または利益供与要求罪を犯した者が、その実行につき、会社の役職員に対し、威迫の行為をした場合を加重犯罪類型として処罰する罪（商法497条4項）が新設され、その法定刑は「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」とされた。そして、本罪新設の趣旨については、総会屋が会社から利益の供与を受けまたはこれを要求するに当たり、会社の役職員を威迫するに及んだ場合には、もはや、会社との

持ちつ持たれつの癒着といった関係とは到底いい難しく、総会屋の側に特に悪質性が認められるので、このような場合を加重して処罰することとしたものであると説明されている¹⁶⁾。

本罪における「威迫」とは、刑法上の証人威迫罪（刑法105条の2）における「威迫」と同様に、「相手方に対して言語・動作をもって氣勢を示し、不安・困惑の念を生じさせる行為」を意味し¹⁷⁾、それゆえに、相手方を畏怖させる程度の害悪の告知をさす「脅迫」よりは一段低い概念であると解されている。本罪が成立するためには、このような威迫行為が利益の要求や受供与の手段としてなされるという関連性が認められればそれで足り、威迫により不安・困惑が生じ、それがあったからこそ供与がなされたという因果関係までは必要ではない¹⁸⁾。

さて、本罪の新設が総会屋加重処罰の効果を発揮するのは、つぎのような場合であると思われる。すなわち、従来より、会社の役職員を脅迫して畏怖させ、これによって財産上の利益を得た場合には、刑法上の恐喝罪（刑法249条）が成立し、その法定刑は10年以下の懲役であるが、総会屋の行為が相手方を畏怖させる程度に達しない場合や、その立証が困難な場合も想定されるのであり、本罪の新設により、このような場合にも、総会屋を単なる利益受供与罪・利益供与要求罪よりも重く処罰することが可能となるのである¹⁹⁾。また、会社関係者が総会屋に対し毅然たる対応をとる中で、総会屋が利益供与に応じる会社を新規に開拓しようとする際には、総会屋の行為には威迫を伴うケースが多いと思われるのであり、それがむしろ常態であるといえるのであるならば、本罪の新設は、實際上、利益受供与罪および利益供与要求罪の法定刑をさらに引き上げるのと同じ効果をもつという見方も成り立つのである²⁰⁾。

なお、本罪の新設と関連して、総会屋が威迫を手段として利益供与の要求等をした場合でも、これに応じた会社の役職員には利益供与罪が成立するののかという問題が生じる。そして、この問題を検討するに当たっては、商法294条

ノ2および497条は、株主の権利の行使に関する利益供与を、まず会社に対して禁止し、これとともに当該利益供与を受けた総会屋を処罰するという構造をとっていることを改めて確認しておく必要がある。つまり、このような確認から出発するならば、会社の役職員は、威迫により不安・困惑の念を生じさせられた程度では、安易に会社の計算による利益供与を行ってはいならないという義務を免れるものではないといわなければならない。また、むしろ安易な対応こそが会社と総会屋との癒着を断ち切れない原因となっているとみるべきである。したがって、上記の場合であっても、会社の役職員の利益供与行為は、理論上、497条1項の構成要件に該当するといわなければならない²¹⁾。

もっとも、実際上は、総会屋による威迫のあったことが、相当な程度において会社の役職員に有利な情状として考慮されるものと思われる。また、本罪(4項の罪)の成立が認められる場合には公訴時効期間が5年であり、他方、会社側の利益供与罪(1項の罪)のそれは3年であるから、実際の運用上、総会屋のみが摘発されることも十分に考えられる。

(4) 罰金刑併科規定の新設

主として総会屋によって犯されることが想定される利益受供与罪、利益供与要求罪および威迫を伴う利益受供与罪・利益供与要求罪について、その情状により懲役刑と罰金刑双方の併科を可能とする規定(商法497条5項)が新設された(従来より、商法486条から491条までの罪については、懲役刑と罰金刑との併科が認められていた)。これもまた総会屋に対する一層厳正な対処を可能とするための立法措置である。

一般論としては、罰金刑併科規定は、犯罪類型として不法な経済的利益の取得が目的とされることの多いもの、つまり利欲犯的な色彩の濃いものについて、財産的利益(一定の金額)の剥奪という経済的制裁を併せて加え、不法利益の取得を目的とする犯罪行為が経済的に引き合わないことを強く感銘させ、このような側面から犯罪への反対動機を形成することが適当と認

められる場合に設けられるものと解せられている。近時、総会屋をめぐる犯罪が大型化・悪質化している現状に照らして、法定刑の大幅引上げとともに、罰金刑併科をも可能とすることにより、これを抑止することが必要であると判断され、上記の罪についても罰金刑併科規定が新設されたものである²²⁾。

(5) 平成12年商法改正と利益供与罪

平成9年商法改正による罰則の強化・整備について検討を加えてきたが、その後、平成12年に会社分割法制の創設等を内容とする商法の改正が行われた。そして、今回の商法改正では、株主の権利行使に関して、親会社が子会社の計算において利益を供与することが禁止され(商法294条ノ2第1項)、それに伴い、利益供与罪も子会社による利益供与を捕捉することが可能となるように改正された(従来の497条にいう「改正ノ計算ニ於テ」が「会社又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」に改められた)。近年、企業の再編成のための法制度の整備が進み、親子会社が増加してきたことに伴い、親会社の取締役等が子会社の取締役等と通謀して子会社の計算において利益を供与する事案の増加が見込まれるようになってきたことから、このような立法措置が講じられたものである²³⁾。

警察の総会屋対策

1. 従前の総会屋対策

昭和56年商法改正以前の総会屋情勢については、総会屋はもとより会社ゴロ・新聞ゴロなどの「総会屋等」が野放し状態であり、日常的に企業に押しかけ、企業から金員等の利益を得るなどの行為を繰り返しており、株主総会開催時には総会会場入口に企業側が公然と設けた「受付台」に総会屋が列をなし、現金あるいは物品などを受け取る光景がみられたといわれている²⁴⁾。しかし、総会屋の排除を目的とする商法の改正によって、このような企業に寄生する総会屋等の資金獲得活動には強力な制限・規制が加えられることとなった。そして、この間にお

ける警察の総会屋対策はつぎのような警察庁刑事局長通達の中に明確に示されているといえる。すなわち、昭和57年10月1日からの改正商法の施行に備えて、同年4月5日に同刑事局長名をもって「総会屋対策の推進」と題する通達が出され、警察による当面の総会屋取締りの基本原則が明らかにされたのである。その骨子は、総会屋取締り体制の整備強化、企業に対する総会屋排除の指導、企業の被害防止措置等の推進、総会屋および企業の動向監視と資料整備、検挙措置の推進、というものであった²⁵⁾。全国警察はこれに則り、総会屋対策を推し進めることとなった。

商法改正と警察による総会屋対策の推進により、改正直後には、総会屋はその勢力を大幅に減退させることとなった(ただし、この時点で総会屋の世界から脱落していったのは暴力団との繋がりをもたないような単独総会屋であり、暴力団と結び付いた悪質な者は一時その活動を自粛し、警察、企業、他の総会屋の動向をうかがっていたものと思われる)。ところが、その後、暫し鳴りを潜めていた総会屋が再び活動を開始し、いわゆる質問権を乱用した総会屋の攻撃発言により株主総会が長時間化する事態となり、マラソン総会まで出現するに至った(昭和59年1月に開催された東京の電気メーカーの株主総会は13時間30分に及ぶ超ロングラン総会となった)。他方で、依然として総会屋との癒着を断ち切れずにいる企業が少なからず存在し、また株主総会の長時間化を恐れた企業が一旦打ち切った総会屋との付き合いを再開するという動きもみられた。このような状況の下で、昭和59年5月に伊勢丹事件が発覚し、これが商法497条(利益供与罪)の初適用事件となった。同年10月には、大阪変圧器事件が摘発され、その後も昭和61年に、そごう事件を始めとする3件の利益供与事件が発覚し、摘発が繰り返された。しかも、これらは「氷山の一角」ともいわれた。

このように警察は、この間、利益供与事件の検挙活動を推進してきたが、警察の総会屋対策

は昭和61年12月に今後の暴力団対策の基本を定めた「暴力団総合対策要綱」が制定されたことに伴い、新たな局面を迎えることとなった。すなわち、同要綱では、企業を対象に不正な資金の獲得を目論む「総会屋等」および「社会運動等標榜ゴロ」をこれまでの暴力団に加えて暴力団対策の対象として位置づけており、これを契機に、全国警察の暴力団取締り主管課に「企業対象暴力事犯指導官」が設置されるなど、体制の充実強化が図られることとなったのである²⁶⁾。「総会屋等」が同要綱において新たな暴力団対策の対象として明確に示されたことには警察がそれ以降の総会屋対策を推進する上において重要な意義があったと思われる。また、これは総会屋と暴力団との結び付きがますます深まって行く中で不可欠の施策でもあった。

その後の数年間は、長時間にわたる株主総会も減少し、総会屋の活動は表面的には鎮静化することとなった。しかし、このような情勢の変化は、総会屋による企業へのアプローチの方法が巧妙化したことによるものであった(もちろん、総会屋利用企業がその手口を巧妙化させたということもある)。一方、警察はこの間も徹底した検挙主義を推進して行くという方針を取り²⁷⁾、昭和62年以降も、毎年、497条違反事件を検挙している(昭和62年の小西六写真工業事件、同63年のパルコ事件等)。

総会屋をめぐる情勢が上記のように推移する中で、平成4年3月1日に暴力団対策法(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」)が施行されることとなり、これまで暴力団員によって行われてきた既存の法令では違法行為に該当することのない不当行為、いわゆるグレーゾーンの行為に対する規制・取締りが明文化され、これにより、同法によって指定された「指定暴力団」の暴力団員によるこれらの行為が規制可能となった。総会屋は暴力団と密接な関係をもちながら活動している場合が多く、あるいは暴力団員自身が総会屋活動を行っている場合もあることから、同法の施行により、総会屋は警察の取締りに対して警戒を強め、中には暴力

団からの組織離脱を表明して、ことさら暴力団との関わりを否定する動きをみせる者もあった。このように平成4年中は、総会屋は警察の出方を静観してその活動を自粛する状況にあった²⁸⁾。

ところが、平成5年に入ると、一時その活動を鈍らせていた総会屋が活発な活動を再開し、情勢は一転した。しかも、この年における特徴的な動向としては、暴力団による総会屋活動への一層の進出と暴力団と総会屋との結束の強化がみられた。たとえば、平成5年5月に開催された関西の企業の株主総会会場において、山口組系暴力団が組員を従前からのグループ総会屋と共闘する形で総会屋としてデビューさせ、その後引き続き「大衆株主運動家」の名の下に連名で質問状を各企業に送り付けるなど、暴力団の威嚇力を利用した活動を活発に行うという行動に出ている²⁹⁾。

平成6年に入ってから、このような傾向が続く中で、株主総会会場において総会屋が威力業務妨害や暴行・傷害に及ぶという事件が続発した。併せて、この時期には、阪和銀行副頭取射殺事件、富士写真フイルム専務刺殺事件、住友銀行名古屋支店長射殺事件等の企業幹部襲撃事件が相次いで発生して社会的に大きな問題となり、企業側にかなりの動揺がみられるところとなった。

このため、全国警察では、平成6年3月以降、主要都道府県警察に「企業対象暴力特別対策本部」を設置するといった体制を取り、企業対象暴力事案に取り組むこととなった。その際、警察としては、この種事案の「防圧・検挙」を基本方針とし、過去に発生した未解決事件の検挙に努めるほか、虞犯性の強い総会屋等に対する徹底した取締りの実施、株主総会会場における違法事案の徹底検挙、関係者に対する身辺警戒措置等の推進を図ることとした。また、これらの対策を推進する上で重要な「企業との連携」を一層強化するため、警察は一步踏み出した方針を打ち出すに至った。すなわち、企業を対象とした不法事案が多発している現状の下

では、企業が総会屋等との絶縁に真剣に努力している場合には、「捜査の重点を過去の利益供与の解明に置くのではなく、当面、関係の遮断に伴う恐喝事案等を防圧することと、既に発生した事件を検挙することに置く」というものである。この方針は平成6年3月17日の警察庁長官の記者会見で明らかにされたものであるが、これにより、警察は、総会屋等との関係を遮断しようとする企業を全面的にバックアップし、総会屋等に企業と共同して対処することによって、企業対象暴力事案の防圧・検挙を図ることとしたのである³⁰⁾。

その結果、企業幹部に対する襲撃事件については、平成7年以降鎮静化をみせ、また株主総会会場における違法事案も平成6年2月以降は発生していない³¹⁾(なお、この間にも、平成4年のイトーヨーカ堂事件、同5年の麒麟麦酒事件、エヌティエヌ事件等が発覚し、摘発されている)。

2. 近時の総会屋対策

その後、平成6年および7年には、利益供与事件が摘発されることはなかった。また、総会屋の活動も表面的には低調なまま推移しているかのように見えた。ところが、先にも触れたように(1.)、平成8年から9年にかけて大手企業に係る利益供与事件が次から次へと発覚することとなった。しかも、事件は大型化し、利益供与の手口が巧妙化した。そして、これらの事件の相次ぐ摘発は、わが国を代表する企業の中にも暴力団・総会屋等との不明朗な関係を継続しているものが少なからず存在するという事実を明らかにしたといえる。平成6年3月に警察庁長官が記者会見で示した「過去は問わない」という趣旨の利益供与事案取締りに関する異例の方針もこれらの企業には受け容れられず無視されたのである。この時点で、これらの企業は総会屋等と絶縁する絶好の機会を逃したことになる。それだけに、事件を起こした企業に対する社会の批判は強力であり、それぞれの企業においては、事件に直接関与した役員等の辞任に

止まらず、多くの経営陣が責任をとって退陣するという事態にまで発展した。こうして、総会屋をめぐる一連の企業不祥事は大きな社会問題となり、暴力団・総会屋等を始めとする反社会的勢力を企業から排除しなければならないという世論の要求が一挙に高まることとなった。

このような事態を受けて、平成9年7月、政府において、急遽、内閣官房長官主宰の「いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議」が開催されることとなった。この関係閣僚会議の目的は、「最近の金融・証券業界におけるいわゆる総会屋をめぐる犯罪の発生に鑑み、この種事案の根絶を図るため、総会屋活動およびこれに類似する企業からの不正な収益を獲得する活動の排除対策について、経済界にも協力を求めながら、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図ること」にあり、その構成員は内閣官房長官のほか、法務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣および国家公安委員会委員長であった。この種の政府を挙げての取組みの開始は総会屋対策の歴史にとって画期的なことであった。第1回会合は7月22日に開催され、その後、関係省庁による諸対策の検討が行われ、9月5日の第2回会合において「いわゆる総会屋対策要綱」がとりまとめられ、関係閣僚会議の申し合わせとされた³²⁾。そして、この要綱では、対策の内容として、具体的には、所管官庁による経済界への要請、総会屋等の排除対策をとる企業に対する警察による支援、商法違反事件や総会屋等との関係遮断に起因する各種事件に対する取締りの徹底、銀行・証券会社に対するより実効性のある厳正な検査等の確保、総会屋対策に関する法改正の実現、業界団体・企業における対策の実施状況の把握等が挙げられている。これらは「国の総合的な総会屋対策」として位置づけられたのである。

対策要綱に示された各種の施策は直ちに実行に移されたが、警察においては、これを受けて、

各都道府県警察に対し、企業対象暴力対策に係る総合的な取締体制の確立、企業対象暴力事犯に対する取締りの強化、企業および業界団体等に対する指導および支援の強化を柱とする企業対象暴力対策の推進を指示することとなった。指示の内容を総会屋のみに係る対策ではなく、より幅の広い企業対象暴力対策としているのは、一連の大手企業に係る利益供与事件を受け、世論が総会屋だけに止まらず、すべての反社会的勢力の企業からの排除を求めていることを考慮に入れたものであるといわれている³³⁾。

上記指示にもとづいて実施された警察の取組みを列挙するならば、つぎのとおりである。まず、の施策を実行に移すために、すべての都道府県警察に、その実情に応じて、暴力団担当部門、右翼担当部門、警備実施担当部門等の関係部門をもって構成する「企業対象暴力特別対策本部(室)」が設置され、その後、警察庁では、平成10年度の組織改正において暴力団対策第一課に「企業対象暴力排除対策官」が新設されている³⁴⁾。つぎに、の施策を具体化するために、(i)企業から不正な収益を獲得する活動等の取締りの推進、(ii)企業対象暴力を常習的に行う反社会的勢力の取締りの徹底、(iii)取締体制の整備強化、(iv)未解決の企業幹部等襲撃事件の捜査の推進といった取組みがなされている((i)については、平成9年商法改正において新設された利益供与要求罪等による徹底した取締りも予定されている)。さらに、の施策の実行に向けて、(i)企業および業界団体等に対する暴力団・総会屋等との関係遮断に向けた指導、(ii)企業からの相談に応じる体制の充実、(iii)企業に対する保護対策の実施等といった措置が講じられている((ii)の相談体制の充実を図るために、「企業対象暴力110番」が上記対策本部に設置された³⁵⁾。

なお、警察の総会屋に対する取締りが強化される中で、平成10年5月には大手化学製品製造会社に対する威迫を伴う利益供与要求事件が摘発されている。これは、平成9年商法改正で新設された威迫を伴う利益供与要求罪が初めて適

用されたケースである³⁶⁾。

3. 最近の利益供与事件

前述のように、平成9年商法改正により罰則は強化・整備され、それとともに警察は暴力団・総会屋等を企業から排除するための万全とも思える取組みを実行に移してきた。それゆえに、これらの総会屋対策が功を奏して総会屋等の根絶という目的が遂に達成されることとなるのかについては、大きな社会的関心が寄せられていたのである。ところが、このような背景の下で、平成11年9月に神戸製鋼事件、翌12年6月にクボタ事件が発覚することとなった。

神戸製鋼事件では、大手鉄鋼メーカーの「神戸製鋼所」が平成9年6月の株主総会への協力に対する謝礼として関西の大物総会屋に現金3000万円の利益供与をしていたことが明るみに出て、総会屋と同社の元専務らが商法497条違反の罪で起訴されている。摘発容疑は平成9年改正商法の施行以前の事実であったが、施行後も神戸製鋼所の担当者が総会屋に対し、ゴルフや酒食の接待を頻繁に続けていたとされている（なお、この総会屋は、会社側の依頼を受けて他の総会屋の動きを封じる「与党総会屋」として関西では大きな影響力をもつ人物であるといわれている³⁷⁾）。

また、クボタ事件では、農機具・工作機械メーカー大手の「クボタ」が平成9年12月から12年1月までの間、株主総会の円滑な進行に協力する謝礼として、屋外ネオン広告の賃貸料等の名目で総会屋関係者に8590万円の資金提供をしていたことが摘発された。つまり、同社では、平成9年の商法改正以降も商取引を装った巧妙な手口で利益供与を続けていたことが露呈したのである。総会屋と広告代理店経営者および同社の元常務らが起訴されている。なお、改正商法が施行された平成9年12月に開催された大阪工業会の役員会に大阪府警の刑事部長が出席し、総会屋との決別を要請したのであるが、当時の同工業会の会長はクボタの会長であった³⁸⁾。

これら2つの事件の背景には、世論の批判を

浴びながらも従来どおりの株主総会対策を続けている企業の古い体質があるといえる。すなわち、このような企業においては、株主総会を支障なく終了させることが自分たちの役割であると考え、企業幹部等がモラルを顧みずに、総会屋の世界で「主幹事役」と呼ばれる与党総会屋を厚遇するという「総会屋との癒着」をいまだに清算できていないのである。

政府が先に述べたような国を挙げての総会屋対策を推進する過程で、内閣官房長官は平成9年10月に「徳政令」という言葉を使い、総会屋との癒着を断つには、過去の利益供与を大目に見るような大胆な措置も必要であるという考えを示していた。また、警察が前述の企業対象暴力対策に取り組む中で、同年6月に、警視庁刑事部長は「大人の解決をしたい」と表明し、警察庁長官も経団連の理事会で「努力する企業を支援する」と述べていた。つまり、この間に、警察は、企業が総会屋との関係を断ち切ろうとするときには、過去を根掘り葉掘り事件化するよりは、将来起こりうる恐喝などを立件化して行くべきであるという方針を固めていたといえる。したがって、上記の警視庁刑事部長等の発言は「警察の狙いは企業ではなく総会屋である」という企業へのサインであった。しかしながら、平成6年の警察庁長官による「過去は問わない」という発言と同様に、今回のサインも再び企業によって無視されるに至った。他方で、警察庁長官は平成9年10月の会見で「再三、企業に総会屋との絶縁を要求してきた。それにもかかわらず関係を続けている企業には厳然と対処する」と発言していたのであり、この発言の趣旨に即して、警察は上記の両事件の摘発に踏み切ったのである³⁹⁾。

思うに、結局のところ、今もって後を断たない利益供与事件とその繰り返される摘発は、商法罰則の強化・整備や警察による強力な総会屋対策の推進にも限界があるという現実を如実に示しているということである。

むすびにかえて

罰則強化・整備に係る平成9年商法改正における主眼の1つは利益供与要求罪を新設することであった。しかし、企業側が利益供与の要求を受けた事実を捜査当局に告発または通報しなければ、要求罪には何ら実効性が伴わない。つまり、要求罪新設が実際上の効果を発揮するためには、まず企業が総会屋との関係を完全に断ち切ることが必要なのである。また、加重犯罪類型としての威迫を伴う利益供与要求罪の新設も、企業が総会屋に対し毅然とした対応をとる中で、総会屋が利益供与に応じる企業を新規に開拓しようとする際には、総会屋の行為には威迫を伴う場合が多いという想定を基にしている。したがって、平成9年商法改正による罰則強化・整備の成否は企業の姿勢にかかっているのである。

そしてまた、警察の総会屋対策を推進する立場にあった警察実務家は、筆を揃えて、総会屋対策には警察の取締りと企業の総会屋に対する毅然とした対応が車の両輪のごとく一緒に回転することが必要である旨を指摘している⁴⁰⁾。すなわち、企業に不当な要求を行う暴力団・総会屋等に係る対策は、警察のみにおいて対応すべきものではなく、企業や業界団体等が自ら行う排除の努力と警察の取締りが相俟って初めて大きな成果につながる性質のものであるという趣旨である⁴¹⁾。

さらに、昭和56年商法改正の立法過程において参議院法務委員会に参考人として出頭した竹内昭夫東大教授(当時)の意見陳述は「……ほぼ打てる手は大体打ったという感じがしております。しかしながら、これでもなお根絶できないという結果になるやもしれません。それは先のことだから、何と申しますか、私としては根絶したいと思って努力いたしましたつもりでございますし、また、多くの方とその願いをともしておるものでございますが、先のことでございますから予言はできません。しかし、私どもの期待が外れた場合には、……それは挙げて

わが国の経営者の責任というふうに考えていただくほかはあるまい。……」というものであったが⁴²⁾、現時点において、この竹内教授の懸念は不幸にも的中しているといえる。要するに、昭和56年の商法改正で利益供与罪が新設されてから、ほぼ20年の歳月が経過した今日の時点において、なお総会屋との癒着を断ち切れずにいるわが国の企業ないし経営者の姿勢が問われているということである⁴³⁾。

そこで、商法罰則の強化・整備や警察の総会屋対策にも限界があり、企業倫理の確立なくして総会屋の根絶はありえないことを改めて指摘することをもって、一連の利益供与罪に関する考察のむすびにかえることとしたい。

注

- 1) 垣口克彦「総会屋の排除と商法罰則 その序論的一考察」中山研一先生古稀祝賀論文集第2巻『経済と刑法』成文堂、1997年、227ページ以下。
- 2) 垣口克彦「利益供与罪に関する一考察 商法497条の罪質解明とその適用範囲の明確化のために」『阪南論集 社会科学編』33巻4号、1998年3月、217ページ以下。
- 3) 罰則強化に係る平成9年商法改正の経緯については、久木元伸・森本和明「企業犯罪と刑事罰 商法・証券取引法を中心とした平成九年法改正について」『ジュリスト』1129号、1998年3月、41ページ以下、関一穂「『商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律』の概要」『金融法務事情』1504号、1998年1月、18ページ以下、北島孝久「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の改正の概要等について」『警察学論集』51巻2号、1998年2月、146ページ以下、川原隆司「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の改正の概要等」『警察公論』53巻3号、1998年3月、32ページ等参照。
- 4) 関・前掲注3)21ページ等参照。
- 5) 垣口・前掲注1)239-240ページ。
- 6) 大隅健一郎「最近の株主総会について 若干の

- 再検討事項を付して」『商事法務』1069号，1986年3月，18ページ，田中誠二「利益供与禁止規定の厳格化およびこの規定と従業員持株制度」『商事法務』1071号，1986年3月，4ページ以下。
- 7) 芝原邦爾「経済刑法研究 総会屋に対する利益供与の処罰・3」『法律時報』61巻7号，1989年6月，113ページ参照。
- 8) 稲葉威雄「利益供与禁止規定の在り方と運用」『ジュリスト』888号，1987年6月，24ページ参照。
- 9) 中井隆司「いわゆる総会屋対策としての商法等の改正について」『法律のひろば』51巻3号，1998年3月，42ページ，関・前掲注3)22ページ参照。
- 10) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法第4補巻』有斐閣，2000年，373ページ[上柳克郎]。収賄罪における「要求」については，大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第7巻』青林書院，1991年，441ページ[河上和雄]参照。
- 11) 久木元・森本・前掲注3)43ページ，中井・前掲注9)42ページ等。
- 12) 新谷勝「利益供与禁止規定違反と取締役の責任」『法律時報』70巻1号，1998年1月，65ページ。
- 13) 商法・金融罰則研究会編著『新しい商法・金融罰則Q & A』商事法務研究会，1998年，33ページ参照。
- 14) 斉藤豊治「総会屋に対する利益供与と商法罰則の強化」『法学セミナー』519号，1998年3月，11ページ。
- 15) 商法・金融罰則研究会・前掲注13)35ページ参照。
- 16) 久木元・森本・前掲注3)45ページ，関・前掲注3)23ページ等参照。
- 17) 証人威迫罪における「威迫」については，大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第4巻』青林書院，1990年，325ページ[仲家暢彦]参照。
- 18) 久木元・森本・前掲注3)45ページ，関・前掲注3)23-24ページ参照。
- 19) 久木元・森本・前掲注3)45ページ，北島・前掲注3)153ページ，上柳ほか・前掲注10)373ページ等参照。
- 20) 小林公明『利益供与の禁止と会社対応のすべて』とりい書房，1998年，21ページ参照。
- 21) 商法・金融罰則研究会・前掲注13)46-47ページ，川原・前掲注3)38ページ等参照。
- 22) 久木元・森本・前掲注3)45-46ページ，関・前掲注3)24ページ，商法・金融罰則研究会・前掲注13)48ページ等参照。
- 23) 原田晃治「会社分割法制の創設について 平成12年改正商法の解説 [上]」『商事法務』1563号，2000年6月，6ページ，西田典之「利益供与」『法学教室』240号，2000年9月，9-10ページ参照。
- 24) 笠原良夫「総会屋対策について」『警察時報』48巻9号，1993年9月，48ページ参照。
- 25) 警察庁刑事局長通達については，高橋弘「商法改正と今後の総会屋対策」『警察時報』37巻7号，1982年7月，56-57ページ，芦刈勝治「改正商法と今後の総会屋対策」『法律のひろば』35巻6号，1982年6月，27-28ページ参照。
- 26) 諸岡利馬「総会屋の動向等について」『警察時報』42巻7号，1987年7月，34ページ参照。
- 27) 村中寛利「株主総会の特徴と総会屋等に対する取締状況」『商事法務』1218号，1990年6月，10ページ参照。
- 28) 笠原・前掲注24)49-50ページ，高野栄一「企業対象暴力事案の対策および総会屋等の動向と取締状況」『商事法務』1355号，1994年5月，33-34ページ参照。
- 29) 高野栄一「企業対象の暴力に対する対策」『商事法務』1385号，1995年4月，24ページ参照。
- 30) 高野栄一「総会屋等の動向及び企業対象暴力事案の対策について」『警察学論集』47巻8号，1994年8月，131ページ，同・前掲注29)26ページ参照。
- 31) 横内泉「最近の検挙事例等からみた総会屋の実態」『警察学論集』51巻4号，1998年4月，35ページ参照。
- 32) この関係閣僚会議の経緯については，森内彰「『いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議』に係る経緯と警察の取組について(上)」『警察学論集』51巻2号，1998年2月，132ページ参照。なお，「いわゆる総会屋対策要綱」は同論文の138ページ以下に掲載されている。
- 33) 森内彰「『いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議』に係る経緯と警察の取組について(下)」『警察学論集』51巻3号，1998年3月，143ページ。

- 34) これについては、藤本隆史「企業対象暴力排除対策官の新設」『警察公論』53巻6号、1998年6月、18ページ以下参照。
- 35) これらの警察の取組みについては、森内・前掲注33) 143ページ以下参照。
- 36) 事件の概要については、小野宏樹「株主総会シーズンを終えて」『警察時報』53巻10号、1998年10月、63-64ページ参照。ただし、同事件では、平成11年2月16日に、大阪地裁が威迫に当たる行為はなかったと認定して、被告人に対し単純利益供与要求罪を適用する形で有罪判決を行っている（『商事法務』1522号、1999年4月、49ページ参照）。
- 37) 神戸製鋼事件については、『朝日新聞』1999年11月9日、同1999年11月30日参照。
- 38) クボタ事件については、『朝日新聞』2000年6月15日、同2000年7月6日参照。
- 39) この間の経緯については、『読売新聞』1997年11月6日参照。
- 40) たとえば、村中・前掲注27) 12ページ。
- 41) 森内・前掲注33) 156ページ。
- 42) 商事法務研究会編『利益供与の禁止 株主総会正常化への方策』商事法務研究会、1982年、304ページ。
- 43) 同様の指摘をするものとして、松井秀樹・澤口実『利益供与をなくす法 企業トップの適法経営マニュアル』商事法務研究会、1998年、23ページ参照。

(2000年12月20日受理)